

令和6年1月1日改定

公共下水道・漁業集落排水処理施設・汚水処理施設 使用料の比較

汚水の 種 類	区 分		条例ごとの対象区分			単価の差額		
			公 共 下 水 道	処 理 施 設	漁 業 集 落 排 水	汚 水 処 理 施 設	現 行 単 価 (A)	改 定 案 単 価 (B)
						(円)	(円)	(円)
一般汚水	基本使用料（～10 ³ m ³ ）		○	○	○	1,540	1,771	231
	超過使用料 (1 ³ m ³ 当たり)	10 ³ m ³ 超～20 ³ m ³	○	○	○	121	153	32
		20 ³ m ³ 超～30 ³ m ³	○	○	○	132	166	34
		30 ³ m ³ 超～50 ³ m ³	○	○	○	143	179	36
		50 ³ m ³ 超～100 ³ m ³	○	○	○	165	206	41
		100 ³ m ³ 超～500 ³ m ³	○	○	○	176	219	43
		500 ³ m ³ 超～1,000 ³ m ³	○	○	※	187	232	45
		1,000 ³ m ³ 超	○	○	※	198	245	47
臨時汚水	1 ³ m ³ 当たり	○	○	○	198	245	47	

※ 「100³m³超～500³m³」の単価を使用